

基 発 0724 第 8 号

平成 26 年 7 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準局の組織の変更等について

本省労働基準局の組織について、別添 1 及び別添 2 のとおり、「厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 251 号）」及び「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 78 号）」が平成 26 年 7 月 9 日に公布され、同年 7 月 11 日から施行されたところであり、労災補償部の廃止等を行ったので、通知する。

この改正に伴い、大臣官房審議官（労災担当）が新設されたが、労災管理課、労働保険徴収課、補償課及び労災保険業務課の所掌事務に変更は無い。

また、同日付けをもって、別添 3 のとおり「厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成 13 年厚生労働省訓第 1 号）」の改正を行ったので、通知する。

なお、これらの改正に伴い、従前に発出した通達その他の文書における組織名については、別添 4 のとおり読み替えることとするので了知されたい。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五十一号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十一条―第三十九条の二」を「第三十一条―第三十九條」に改める。

第二条第二項中「及び防災補償部」を削る。

第三条第二項中「前項第十八号から第二十号まで」を「前項第二十号から第二十二号まで」に、「同項第二十一号」を「同項第二十三号」に改める。

第十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

第十八条の見出し中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に改め、同条第一項中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に、「十人」を「十四人」に改め、同条第四項中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に改め、「受けて」の下に「厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に係るものに限る。）並びに」を加える。

第十九条第一項中「七人」を「六人」に改める。

第二十条第二項中「四課」を「三課」に、「雇用・賃金福祉統計課」を「雇用・賃金福祉統計課」に改める。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官並びに人口動態・保健社会統計課及び雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十一条を削る。

第三十二条中「指導課」を「地域医療計画課」「地域医療計画課」に、「研究開発振興課」に改め、

第一章第二節第三款第二目中同条を第三十一条とし、第三十三條を第三十二條とする。

第三十四条（見出しを含む）中「指導課」を「地域医療計画課」に改め、同条第二号中「地域」を「及び地域」に改め、「及び医療法人」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第三十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条 医療経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医療法人に関すること。
- 二 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
- 三 国立ハンセン病療養所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 国立ハンセン病療養所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 五 国家公務員共済組合法第三条第二項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。
- 六 国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。
- 七 国立ハンセン病療養所が行う研究並びに保健医療に関する技術者の養成及び研修に関すること。
- 八 国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。
- 九 国立ハンセン病療養所に係る経費の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十 国立ハンセン病療養所に係る行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十一 国立ハンセン病療養所の職員並びに独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舍に関すること。
- 十二 独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関すること。
- 十三 独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。
- 十四 国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。
- 十五 第三十七条第二号及び第三十八条第四号中「指導課」を「地域医療計画課」に改める。
- 第三十九条の二を削る。

- 第五十九条第一項中「及び労災補償部」を削り、「四課」を「八課」に、「監督課」を「監督課」に改め、同条第三項を削る。

「監督課」
「労災管理課」
「補償課」
「労災保険業務課」

第六十一条第一号中「労災補償部」を「労災管理課」に改め、同条第二号中「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第四十九号」を加える。

第六十二条第二号中、「労災補償部及び労働条件政策課」を「及び他課」に改め、同条第六号中「労災補償部」を「労災管理課」に改める。

第六十六条から第七十一条までを削り、第六十七条を第七十一条とし、第六十六条を第七十条とし、第六十五条第一号中「第六十七条第四号」を「第七十一条第四号」に改め、同条を第六十九条とし、第六十四条を第六十八条とし、第六十三条を第六十七条とする。

第六十二条の次に次の四条を加える。
第六十三条 労災管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 一次に掲げる事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

イ 労働基準法の規定による災害補償及び政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。
ロ 労働者の保護及び福利厚生に関すること（石綿による健康被害の救済に関することに限る。）。

二 都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に関すること。

三 労働保険特別会計の労災勘定の経理に関すること。
四 労働保険特別会計の労災勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
五 前各号に掲げるもののほか、第一号イ及びロに掲げる事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第六十四条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。
- 二 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。
- 三 労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。
- 四 労働保険特別会計の徴収勘定の経理に関すること。
- 五 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。

第六十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働基準法の規定による災害補償の実施に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金の支給及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務課の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条 労災保険業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付、社会復帰促進等事業として行われる年金たる特別支給金及び労災就学等援護費の支給を行うこと。
- 二 労働者災害補償保険法に基づく療養の給付又は二次健康診断等給付を行う病院及び診療所に対する当該給付に要する費用の支払を行うこと。
- 三 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する記録の作成を行うこと。
- 四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する資料の作成を行うこと。
- 五 労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。
- 六 災害補償及び労働者災害補償保険に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。
- 七 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の支給を行うこと。
- 八 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の支給に関する記録の作成を行うこと。
- 九 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。
- 十 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。

第六十八条中「六課」を「七課」に、「高齢者医療課」を「高齢者医療課」に改める。

第六十九条第一号中「こと」の下に「医療介護連携政策課の所掌に属するものを除く。」を加え、同条第二号中「高齢者医療課及び調査課」を「他課」に改める。
第七十一条の二第五号中「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。

第百二十一条の二の次に次の一条を加える。

(医療介護連携政策課の所掌事務)

第百二十一条の三 医療介護連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。
 - 二 社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 三 高齢者医療確保法に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計画並びに特定健康診査等基本指針及び特定健康診査等実施計画に関すること。
- 附則第三十二条第二項中「医政局国立病院課は、第三十九条の二各号」を「医政局医療経営支援課は、第三十四条各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年七月十一日から施行する。

(介護保険法施行令の一部改正)

- 2 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項第三十二号中「並びに第三十四条第四号から第六号まで及び第八号」を「、第三十三条第四号、第五号及び第七号並びに第三十四条第二号」に改める。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省令第七十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第九条」に、「第十二条」を「第十条」に改める。

第三条第一項中「二十一人」を「二十人」に改める。

第四条の見出し中「並びに」の下に「会計企画官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「会計企画官及び」を、「首席管轄専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 会計企画官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たるとする。

第十条及び第十一条を削る。

第二款中第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十三条の二第一項中「指導課」を「地域医療計画課」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条 （国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官）
 第十三条 医療経営支援課に、国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2 国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3 国立病院機構管理室に、室長を置く。

4 地域医療機能推進機構管理室は、独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5 地域医療機能推進機構管理室に、室長を置く。

6 政策医療推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

二 国立ハンセン病療養所が行う研究に関すること。

三 国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

7 調査官は、命を受けて、国立ハンセン病療養所の職員の組織に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第十五条第四項及び第十六条第二項中「指導課」を「地域医療計画課」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二十五条の見出し及び同条第一項中「医療機器審査管理室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第二十六条の二を削る。

第三十一条第三項中「労災補償部」を「労災管理課」に改める。

第三十六条から第三十八条までを削り、第三十五条を第三十八条とし、第三十二条から第三十四条までを三十六条すつ繰り下げ、第三十一条の次に次の三条を加える。

第三十二条 労災管理課に、労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。

2 労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。)の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する事務をつかさどる。

3 労災保険財政数理室に、室長を置く。

4 中央労災補償監察官は、命を受けて、都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

5 主任中央労災補償監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労災補償監察官の行う事務の調整に当たる。

(労働保険徴収業務室)

第三十三条 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

2 労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3 労働保険徴収業務室に、室長を置く。

(職業病認定対策室及び労災保険審査室並びに調査官)

第三十四条 補償課に、職業病認定対策室及び労災保険審査室並びに調査官一人を置く。

2 職業病認定対策室は、職業性疾病に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。

3 職業病認定対策室に、室長を置く。

4 労災保険審査室は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による災害補償、労働者災害補償保険及び石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金に係る不服申立て及び訴訟に関する事務をつかさどる。

5 労災保険審査室に、室長を置く。

6 調査官は、命を受けて、労働基準法の規定による災害補償の実施、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による保険給付及び石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金の支給に関する事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

(化学物質評価室及び環境改善室)

第三十九条 化学物質対策課に、化学物質評価室及び環境改善室を置く。

2 化学物質評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職場における危険物の危険性及び有害物の有害性についての調査に関すること(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)並びに化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価に関すること。

二 危険物の危険性及び有害物の有害性の表示及び通知に関すること(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

3 化学物質評価室に、室長を置く。

4 環境改善室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働衛生に関する登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること。

二 有害物に係る労働安全衛生法第六十五条に規定する作業環境測定に関すること(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

5 環境改善室に、室長を置く。

第四十条 削除

第六十八条の見出し及び同条第一項中「医療費適正化対策推進室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第六十九条の二の次に次の一条を加える。

(医療費適正化対策推進室)

第六十九条の三 医療介護連携政策課に、医療費適正化対策推進室を置く。

2 医療費適正化対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関すること。

二 高齢者医療確保法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること(他局及び他課の所掌に属するものを除く。)

三 高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査等基本指針の策定に関すること。

四 高齢者医療確保法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び立案並びに調整に関すること(他局及び他課の所掌に属するものを除く。)

3 医療費適正化対策推進室に、室長を置く。

附 則

この省令は、厚生労働省組織令の一部を改正する政令(平成二十六年第二百五十一号)の施行の日(平成二十六年七月十一日)から施行する。

○厚生労働省訓第14号

(部内一般)

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月11日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し及び同条第1項中「及び普及相談室」を「、普及相談室及び情報システム管理室」に改め、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 情報システム管理室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局及び政策統括官並びに人口動態・保健社会統計課及び雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7 情報システム管理室に、室長、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条の3第1項及び第4項中「指導課」を「地域医療計画課」に改め、同条第6項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第19条の6を削り、第19条の5を第19条の6とし、第19条の4を第19条の5とし、第19条の3の次に次の一条を加える。

(国立ハンセン病療養所管理室及び職員厚生室)

第19条の4 医政局医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所管理室及び職員厚生室を置く。

2 国立ハンセン病療養所管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国立ハンセン病療養所の運営に係る企画に関すること。
- (2) 国立ハンセン病療養所の診療業務等に関すること。
- (3) 国立ハンセン病療養所の医療機器の配置の企画及び管理に関すること。
- (4) 国立ハンセン病療養所の医療社会事業、患者の福祉及び医師の充足に関すること。
- (5) 国立ハンセン病療養所の役務業務及び業務の委託に関すること。
- (6) 国立ハンセン病療養所に係る経費の決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

- (7) 国立ハンセン病療養所に係る行政財産及び物品の管理に関すること。
- (8) 国立ハンセン病療養所の職員に貸与する宿舎に関すること。
- 3 国立ハンセン病療養所管理室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。
- 4 職員厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 国立ハンセン病療養所の職員の勤務時間に関すること。
 - (2) 国立ハンセン病療養所の職員の教養及び訓練に関すること。
 - (3) 国立ハンセン病療養所の職員の災害補償に関すること。
 - (4) 国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関すること。
 - (5) 国立ハンセン病療養所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
 - (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第2項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。
- 5 職員厚生室に、室長、室長補佐、係及び係長並びに主査を置く。

第26条の次に次の1条を加える。

（医療機器・再生医療等製品審査管理室）

第26条の2 医薬食品局審査管理課に、医療機器・再生医療等製品審査管理室を置く。

- 2 医療機器・再生医療等製品審査管理室は、審査管理課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 医療機器の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。
 - (2) 医療機器の製造業の許可及び製造販売の承認に関すること。
 - (3) 医療機器の再審査及び再評価に関すること。
 - (4) 医療機器の販売業、賃貸業及び修理業に関すること（医政局の所掌に属するものを除く。）。
 - (5) 医療機器の基準に関すること。
 - (6) 希少疾病用医療機器の指定に関すること。
 - (7) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第15条第1項第5号イからニまでに掲げる業務（同号イ、ロ及びニに掲げる業務については、医療機器に関することに限り、同号ハに掲げる業務については、医療機器の製造業の許可及び製造販売の承認に関すること、医療機器の再審査及び再評価に関すること、医療機器の基準に関

すること並びに医療機器その他衛生用品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関することに限る。)及びこれらに附帯する業務並びに同条第2項第2号に掲げる業務(医療機器に関することに限る。)に関することに限る。)

(8) 医療機器その他衛生用品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関すること。

3 医療機器・再生医療等製品審査管理室に、室長(組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

第29条の2を削り、第29条を第29条の2とし、第28条の3の次に次の1条を加える。

(副主任中央労災補償監察官)

第29条 労働基準局労災管理課中央労災補償監察官7人のうち、2人以内を副主任中央労災補償監察官とする。

2 副主任中央労災補償監察官は、命を受けて、中央労災補償監察官の行う事務の調整に関し、主任中央労災補償監察官を補佐する。

第40条第1項中「総務課」を「医療介護連携政策課」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 保険システム高度化推進室は、医療介護連携政策課の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

(1) 地域における保健医療に係る計画並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の策定に資するための情報の収集に関すること。

(2) 保険者及び診療報酬の審査支払機関の業務運営の効率化及び情報処理の高度化並びに個人情報の保護に関すること。

(3) 保険者が保有する診療及び健康診査情報等の開示に関すること。

第44条第2項(1)及び(4)中「情報政策担当参事官室及び」を削る。

第44条の2第2項中「次に掲げる事務」を「厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関することのうち、主として情報政策に関すること」に改め、同項(1)から(3)までを削り、同条第3項中「並びに主査」を「、主査並びに専門スタッフ職」に改める。

第49条中「第16条」の次に「及び第17条、第19条」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

別添 4

- 「労災補償部長」による通達その他の文書（以下「通達等」という。）
→「大臣官房審議官（労災担当）」

- 「労災補償部」による通達等
→「労災管理課、労働保険徴収課、補償課及び労災保険業務課」

- 「労災補償部労災管理課（長）」による通達等
→「労災管理課（長）」

- 「労災補償部労働保険徴収課（長）」による通達等
→「労働保険徴収課（長）」

- 「労災補償部補償課（長）」による通達等
→「補償課（長）」

- 「労災補償部労災保険業務課（長）」による通達等
→「労災保険業務課（長）」